解体特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事番号・名称

2．工 事 場 所

3．用途、地域等　　都市計画区域（・内　・外）　用途地域（　　商業地域　　）
防火地域等　（・防火　・準防火　・指定なし　・２２条）
その他の地域・地区（　　）

4．建 物 概 要
1）建 物 名 称
2）主 要 用 途
3）敷 地 面 積　　㎡
4）建 築 面 積
5）延 べ 床 面 積　　㎡

5．工 事 の 内 容　　解体工事及び解体後の整地

6．棟 別 概 要

棟名称	用途・種別	構造・階数	床面積㎡	建築面積㎡
	計			

Ⅱ 解体工事仕様

1．共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」「建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

2．特記仕様
1）項目は、番号に□印のついたものを適用する。
2）特記事項は、㋑印のついたものを適用する。㋑印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
㋑印と㋺印のついた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の（　）内の表示番号は、建築物解体工事共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）現状寸法の単位は特記なきかぎりミリメートルとする。

章	項　目	特 記 事 項
1 一般共通事項	1．一 般 事 項	・工事にあたっては、工事請負契約及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面及び現場説明事項により完全に施工すること。 ・工事にあたっては、騒音規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講ずること。 ・工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従うこと。 ・工事に伴う官公庁への届出等の手続き（その費用を含む。）及び工事用電気・水道等の使用に係わる費用は、請負業者の負担とする。 ・工事による発生材は、産業廃棄物処理法、建設リサイクル法等の関係諸法令を遵守し、監督員の承諾を得て処分すること。 ・請負業者は、監督員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・工事着手前に監督員と打合せの上、近隣住民及び関係町内会等に対して工事説明会の開催または「工事のおしらせ」などを配布し周知するとともに、必要に応じて近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設に損傷を与えた場合には、原状に復旧すること。 ・工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。
	2．適 応 基 準 等	・資源の有効利用な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ・建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・特定製品に係るフロン類回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・建設工事安全施工技術指針 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・建設副産物適正処理推進要綱 ・建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)平成13年06月01日環廃産276号 ・建設物の解体等に係る石綿飛散防止等対策マニュアル ・ＰＣＢ使用電気機器の取り扱いについて（旧通産省通達）
	3．工事実績情報の登録	※適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　　・適用しない　(1.1.4)
	4．施 工 体 制	・下請契約がある場合は、施工体制台帳及び施工体系図を提出する。　(1.1.5)
	5．技 術 管 理	・建設業法に基づく主任技術者または建設工事に係る資料の再資源化等に関する法律（リサイクル法）に基づく技術管理者を任命し、現場に派遣（作業時常駐）して技術管理にあたること。
	6．現 場 管 理	・別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。
	7．電気保安技術者	・適用する　　※適用しない　(1.3.3)
	8．施 工 条 件	・関連工事による施工時期の調整　　・有（内容：　　） ・無 ・施工時期・時間の制限　　・指定しない　・指定あり　(1.3.5) ・部位別施工順序　　・指定しない　※指定あり　（建設リサイクル法による） ・工事用車両の駐車場所　　・有（図示）　・無 ・資機材置場所　　・有（図示）　・無 ・関係機関等との協議の未成立事項　　・有（内容：　　） ・無 ・関係機関等との協議の結果・特定条件の付加　　・有（内容：　　） ・無
	9．施工計画書等の提出	・工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督員に提出し、承認を得ること。　(1.2.2) ・施工計画書作成のための現地調査を十分に行うこと。
	10．建築除去届の提出	・工事着手に先立ち、建築基準法１５条第１項の規定による建築物除去届を作成し監督員に提出すること。
	11．工 事 の 記 録	・着工前各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了について監督員の指示により撮影し、整理して提出のこと。　(1.2.3) ※着工前　　１部　　※各工程における作業状況　　１部 ※解体材の分別、集積、搬出、搬入状況　　１部　　※完了時　　１部
	12．施工中の安全対策	・占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限　(1.3.6) ・有（内容：　　）　※無 ・安全訓練等の実施　　※実施する　・実施しない ・工事着手後、原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て安全訓練を実施する。

1 一般共通事項	13．交通安全対策	・交通安全施設等の対策　・有（監督員と協議）　※無	(1.3.7)
	14．災害時の安全確保	・工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告すると共に、別に指示する。	(1.3.8)
	15．環境保全等	・施工計画中の環境対策の項目に環境配慮計画書を記載し、現場においては特に環境に配慮する。 ・建設事業のイメージアップ（作業環境の改善、作業現場の美化等に努める） ・対象外工事（　　） ・事故報告書を指示する期日までに監督員に提出する。	(1.3.9)
	16．発生材の処理	・建設廃棄物処理事項による ・指定管理者に引渡しを要するもの （玄関ドアの錠前シリンダー、流し槽カップトラップ(目皿と一体のもの)、水道量水器、ガスメーター 消火器１本(ﾒｰｶｰｶﾞｽｹｯﾄ内)、階段室内手すり　）	(1.3.10) (1.3.10.(1))
	17．建設リサイクル法	・落札が決定した業者は、建設リサイクル法第１１条の規定による通知書、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。 ・上記第１１条の規定による通知書の事項(変更がある場合は、変更後の内容)について下請業者に周知徹底すること。	
	18．工事経過記録の報告	・工事経過報告書を、毎月　回監督員に提出する。（提出時期は監督員と協議） ・内容：日誌、天候、工事進捗状況、工事進捗状況写真、その他監督員の指示する事項。	(1.5.2)
	19．公共事業労務費調査に対する協力	・本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し監督職員に提出する等、必要な協力を行う。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 ・調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合、その実施に協力する。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 ・公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておく。 ・本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記同様の義務を負う旨定める。	
	20．再資源化等	・建設リサイクル法、建設副産物適正処理要綱等を遵守し、マニフェストシステムにより適正処理すること。	
	21．下請人の指導	・請負人は建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請人を指導すること。	
	22．廃棄物の処理	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、マニフェストにより適正に処理すること。 ・過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請人に徹底すること。	
	23．フロンガスの回収	・冷蔵冷機、冷蔵庫、冷凍庫を撤去するときは、フロンガスを専門業者で回収・解体しその解体証明書を提出する。	
	24．火災保険等	・工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類　　・火災保険　　※建設工事保険 保険期間　　※工事着手から工事目的物引き渡しまで	
	25．関係法令の遵守	・請負人は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音・ほこり等)対策に係る諸申請関係法令(騒音規正法・振動規正法等)に照らし合わせ、必要な手続きを行い、工事を施工のこと。	
	26．文化財その他埋蔵物	・工事施工にあたり、文化財その他埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告し、その後の措置は監督員に従う。	
	27．不法無線局の排除	・請負者は電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。	

2 仮設工事	1．仮 囲 い	・設ける（位置、延長等は図示）　・設けない ・万能鋼板　（H＝ ３,０００）　・波形鉄板（H＝　　） ・単管シート（H＝　　）	
	2．騒音粉塵等	・防音パネル（H＝　　）　・防音シート（H＝　　） ・パネルゲート（W＝ ６,３００ H＝ ４,５００×　箇所 ・シートゲート（W＝　　H＝　　）×　箇所	(2.2.1)
	3．散水養生	・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。	(2.2.2)
	4．交通誘導員	・配置する　・配置しない	
	5．監督員事務所	※設けない ・設ける　・既存建物内の一部を使用する。 ・構内に新設する（規模　　㎡程度） ・備え付ける備品（　　）	(2.3.1)
	6．工事表示板	※建設業法４０条及び建設リサイクル法第３３条に規定する標識を掲示すること。	
	7．工事用水	・構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない	
	8．工事用電力	・構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない	
	9．工事用道路	※指定しない　・指定する（図示）	
	10．その他	・酸素、アセチレン、軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。 ・作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の型回なるので頭上の保護を行うこと。 ・工事関係部分の出入りに表示を行うこと。 ・火災防止に配慮し火元責任者を配すること。	

3 解体方法	1．分 別 解 体	・請負人は建設リサイクル法第９条の規定に従い分別すること。	
	2．解 体 方 法	・解体方法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ・解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第２条）」による。	
	3．工 事 範 囲	・建築物　・地上部　・地下部　・杭　・（　　） ・付属建構造物　・浄化槽　・貯油層　・杭　・（ 自転車置場1、2 渡り廊下 ） ・電気設備　・建物内配管配線　・電気設備機器 ・建物への引込線　・敷地への引込線　・（　　） ・給排水設備　・建物内配管　・衛生設備機器 ・建物への引込管　・敷地への引込管　・（　　） ・空調設備　・屋内配管配線 ・建物内風道　・（　　） ・ガス設備　・建物内配管　・ガス設備機器 ・建物への引込管　・敷地への引込管　・（　　） ・屋外付帯　・門、門扉　・塀、フェンス　・舗装　・植栽　・（植栽移植、石碑移設 ） ・有害廃棄物処理　・廃ＰＣＢ　・フロン類　・廃石綿類　・（　　） ・計器、備品類等の撤去	

計器、備品類等	建物管理者用	工事請負者
オイルタンク内のオイル	※	
ピット（洗浄槽、便槽）汚泥	※	
使用されていた酸、アルカリ、薬品等	※	
医療系特別管理産業廃棄物 放射性廃棄物	※	
フロン類、ハロン使用機器		※

・関連実施工事　・植栽工事　・工作物移設　・表示看板（財産管理等）　・（　　）

3 解体方法	4．埋 設 管 の 処 理	・土中埋設管（給水、排水、電気、ガス）については、監督員の指示によりプラグ止等の処置をし、原則として全て撤去する。なお、諸官庁への申請手続きは本工事とする。	(3.11.1)
	5．電柱及び引込線	・敷地内電柱、有線柱、電話配線、引込線および計量器撤去申請については関係機関協議の上、申請業務含め本工事とする。	
	6．都市ガス、水道、下水道管引込及び量水器撤去	・大分ガスの引込管および量水器の撤去申請については関係機関協議の上、申請業務含め本工事とする。 ・水道の引込管および量水器、下水道管の撤去申請については関係機関協議の上、申請業務含め本工事とする。	
	7．杭 の 撤 去	・撤去する　・撤去しない 工法　・破砕工法（ケーシング併用ロックオーガー工法）　・ウォータージェット併起高周波パイプロ工法 ・破砕錯は、山砂にて充填する。	(3.9.2)
	8．杭の位置の報告	・既存杭の位置を明示すること　・現場　・図示	
	9．埋め戻し及び盛土	・種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・（　　）	
	10．地 均 し	・不陸直し　・（　　）	
	11．建設発生土の処分	・有　・無 指定処分場へ持ち込むこと	
	12．工事用地の復旧	※敷地、コンクリート屑等を撤去し、地均しをする。 ・敷地、コンクリート屑等を撤去し、凹部及土を入れ工事用地全面にローラー転圧をする。	

4 建設廃棄物の処理	1．再資源化及び最終処分	・引渡しを要するものについては、（1.3.10）による ・建設廃棄物 受入れ施設名・所在地（kn） ・混合廃棄物については、選別等を行う中間処理施設を活用し再資源化の促進に努めること。 ※　再資源化を図るもの

種　類	受入れ施設名	所 在 地	距離（kn）
・コンクリート廃材			
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ廃材			
・コンクリート及び鉄からなる建設資材			
・木材			
・蛍光灯			
・塩化ビニル			
・タイヤ			

・その他の廃棄物（安定型）

種　類	受入れ施設名	所 在 地	距離（kn）
・コンクリート廃材			
・アスファルト塊廃材			
・ガラス陶器屑			
・ゴム屑、タイヤ			
・鉄屑（薄鉄板等）			
・廃プラスチック類			
・アスファルト防水層			

・その他の廃棄物（管理型）

種　類	受入れ施設名	所 在 地	距離（kn）
・木屑、生木、根株			
・畳、スタイロ畳			
・廃石膏ボード			

5 特別管理産業廃棄物の処理	1．アスベスト含有混合廃棄物	・アスベスト含有混合廃棄物	(5.4.1)

種　類	場所
石膏板	天井、壁

	2．ＰＣＢ含有製品	・ＰＣＢ含有製品の処理 ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニール）含有機器　・有（安定器　台、変圧器　台）　・無 ※ただし、変圧器のうち6台は含有量調査を行い判断する	(5.4.3)
	3．ＰＣＢ含有シーリング材	・ＰＣＢ含有シーリング材の撤去 ・手斫ぎ工法 ・微量ＰＣＢの分析調査　・行う	(5.4.4)
	4．特別な建設副産物の回収及び処分	・電気照明等ＰＣＢを含有する機器は、当該部分を取り外して銘箱に納め、所定の表示を行い、監督員の指示に基づき指定の場所へ運搬すること。（銘箱は請負者負担）	(5.4.3)

6 アスベスト含有建材の除去	1．アスベスト含有の確認	・アスベスト　・有　・無　（労働安全衛生法施行令　第五５７条及び第１１３条による） 有の場合、大気汚染防止法に基づく粉塵排出等作業に　・該当　・非該当	
	2．養 生 等	・養生（※養生シート囲い　・ビニールシート囲い）	(6.5.1)
	3．工 法	・手ばらし工法 ・アスベスト含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 （飛散防止期等により飛散防止の措置を講ずる）	(6.5.2)
	4．運 搬	・アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車輌の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。	(6.5.3)
	5．確認及び後片付け	・除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃する。 ・処分は、（5.4.1）による。	(6.5.4)

アスベストの使用状況

室　名	使用部位	材　質	含有率	その他

7 その他	1．委 託 契 約	・請負者（搬出事業者）は建設廃棄物の適正処理をするため、搬出事業者と収集事業者及び搬出事業者と処分業者で建設廃棄物処理委託契約（２者契約）を行い、その写しを監督員に提出すること。	
	2．マニュフェスト	・「建設系廃棄物ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ伝票」は、回収後その写しを監督員に提出のこと。特に巨票の回収は確実にすること。	
	3．そ の 他	・労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を行い、作業員に徹底させること。 ・毎日工事打合せを実施し、公害及び第三者に対する事故防止に努めること。 ・工事請負者は、工事着手前に当該工事に必要な労働者数を当該地域を管轄する公共職業安定所に届け出ること。 ・工事請負者は、公共職業安定所の紹介による失業者の雇用に努めること。	

年度	設計年月	工事名	施第 - 号　解体工事	大分県土木建築部施設整備課					図面名称	縮尺	建築士法第２０条第１項に基づく表示	NO. D−1
			H29.4						特記仕様書			